

太田市尾島ＲＣスカイポート条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和７年２月１７日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第８号

太田市尾島ＲＣスカイポート条例施行規則の一部を改正する規則

太田市尾島ＲＣスカイポート条例施行規則（平成２１年太田市規則
第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「３月前」を「２月前」に改め、同項に次のただし
書を加える。

ただし、申請者が、市長が指定するＲＣスカイポート利用システ
ムにより申請事項その他の必要な事項を送信した場合は、これを利
用許可申請書を提出したものとみなす。

第４条第３項を次のように改める。

- ３ 市長は、利用許可申請書（第１項ただし書の規定により提出した
ものとみなされたものを含む。）を受理した場合であって、条例第
７条に規定する使用料の納付があったときは、申請者に対しＲＣス
カイポートの利用を許可するものとする。

第５条第１項中「ＲＣスカイポート利用変更・取消許可申請書（様
式第３号）に交付された利用許可書を添えて」を「ＲＣスカイポート
利用変更・取消申請書（様式第２号。以下「変更等申請書」という。）
を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用者が許可を受けた事項を変更する場合において、前

条第 1 項ただし書に規定する R C スカイポート利用システムにより変更事項その他の必要な事項を送信したときは、変更等申請書を提出したものとみなす。

第 5 条第 2 項中「前項の申請書」を「変更等申請書」に、「R C スカイポート利用変更・取消許可書（様式第 4 号）を利用者に交付するものとする」を「利用者に通知するものとする」に改める。

第 6 条第 2 項中「様式第 5 号」を「様式第 3 号」に改め、同条第 3 項中「R C スカイポート使用料減免承認書（様式第 6 号）を利用者に交付するものとする」を「利用者に通知するものとする」に改める。

第 7 条中「様式第 7 号」を「様式第 4 号」に改める。

第 1 2 条中「第 4 条、第 5 条及び様式第 2 号」を「第 4 条及び第 5 条」に改め、「と、様式第 2 号中「市」とあるのは「指定管理者」」を削る。

様式第 1 号中「（あて先）」を「（宛先）太田市長」に改める。

様式第 2 号を削る。

様式第 3 号中「（あて先）」を「（宛先）太田市長」に、

「

添 付 書 類	R C スカイポート利用許可書
---------	-----------------

を

※ 備 考	
-------	--

」

注 ※印の欄には記入しないでください。

に改め、同様式を様式第 2 号とする。

」

様式第 4 号を削る。

様式第 5 号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 6 号を削る。

「
様式第 7 号中「あて先」を「宛先」に、
添 付 書 類 R C スカイポートの利用の許可書
」

「
を ※ 備 考 に改め、同様式を様式第 4 号とする。
」

注 ※印の欄には記入しないでください。」
附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。